

山梨県障害者辛住条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 略</p> <p> 第一節 略</p> <p> 第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等（第三十二条―第三十八条）</p> <p>第五章 雑則（第三十九条）</p> <p>附則</p> <p> 第四章 障害を理由とする差別の解消</p> <p> 第一節 不当な差別的取扱いの禁止等</p> <p>（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p> 第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等</p> <p>（障害者差別地域相談員）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 略</p> <p>第四章 略</p> <p> 第一節 略</p> <p> 第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等（第三十二条―第三十七条）</p> <p>第五章 雑則（第三十八条）</p> <p>附則</p> <p> 第四章 障害を理由とする差別の解消</p> <p> 第一節 不当な差別的取扱いの禁止等</p> <p>（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p> 第二節 障害を理由とする差別を解消するための取組等</p> <p>（障害者差別地域相談員）</p>

参考 2

第三十三条 略

2 ～ 4 略

5) 県は、障害者差別地域相談員の育成及び確保のため、情報の提供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三十六条 略

(情報の収集、整理及び提供)

第三十七条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

第三十八条 略

第五章 雑則

第三十九条 略

第三十三条 略

2 ～ 4 略

第三十六条 略

第三十七条 略

第五章 雑則

第三十八条 略